

2. 15国家賠償請求訴訟 不当判決糾弾！！

6月19日東京地裁は、2.15国賠訴訟において、JR総連や佐藤政雄さん（元JR総連副委員長）ほか24名の請求を全く認めることなく、東京都（警視庁）の主張だけを取り入れた不当判決を下しました。私たちは、断じて許すことはできません。

2.15国賠訴訟は、2007年2月15日と19日、警視庁公安2課が「業務上横領」をデッチ上げ、不当な家宅捜索、身体捜索、差押えを行ったことに対し、JR総連、鉄道福祉事業協会、鉄道ファミリー、さつき企画及び佐藤政雄さんほか24名が総額約9,300万円の賠償を求め東京地裁に訴えていた事件です。

警視庁公安2課は、捜索・差押えの理由を佐藤政雄さんに対する「業務上横領」容疑としていました。しかし佐藤さんは書類送検されていましたが、今年4月24日付けで不起訴となったのです。また、松崎元JR総連顧問への「業務上横領」も、昨年12月28日に不起訴となっていました。

一連の「業務上横領」を理由とした大弾圧が、すべて警視庁公安2課のデッチ上げあり、国策捜査による不当弾圧であったことが明らかとなったのです。

さらに6月9日、東京地裁は、12.7国賠訴訟でJR総連の請求の一部を認め、事件と関連性のない労働組合活動に関する資料を差押えた行為が違法であるとして、東京都に44万円の賠償を命じる一部勝訴の判決を下しています。にもかかわらず、同種の事件でありながらJR総連の主張を聞き入れることなく「棄却」としたのです。

今回の不当判決は、蒲郡駅事件、JR浦和電車区事件の有罪判決と同じく、あたりの労働組合活動を犯罪行為として弾圧するものです。

私たちは、革マル・テロリストと言えどもできる時代を変革することも据えて、美世志会と加藤さんの完全無罪と職場復帰に向けて職場から労働組合らしく闘っていこう。



労働組合への弾圧を正当化する反動判決を許さない！
危険な時代の潮流に抗して職場から闘おう！